

償還（返済）免除までの手続きについて

返済免除の要件について

○この貸付金では、下記の要件を満たした場合、債務の返済が免除されます。

【返済免除の要件】

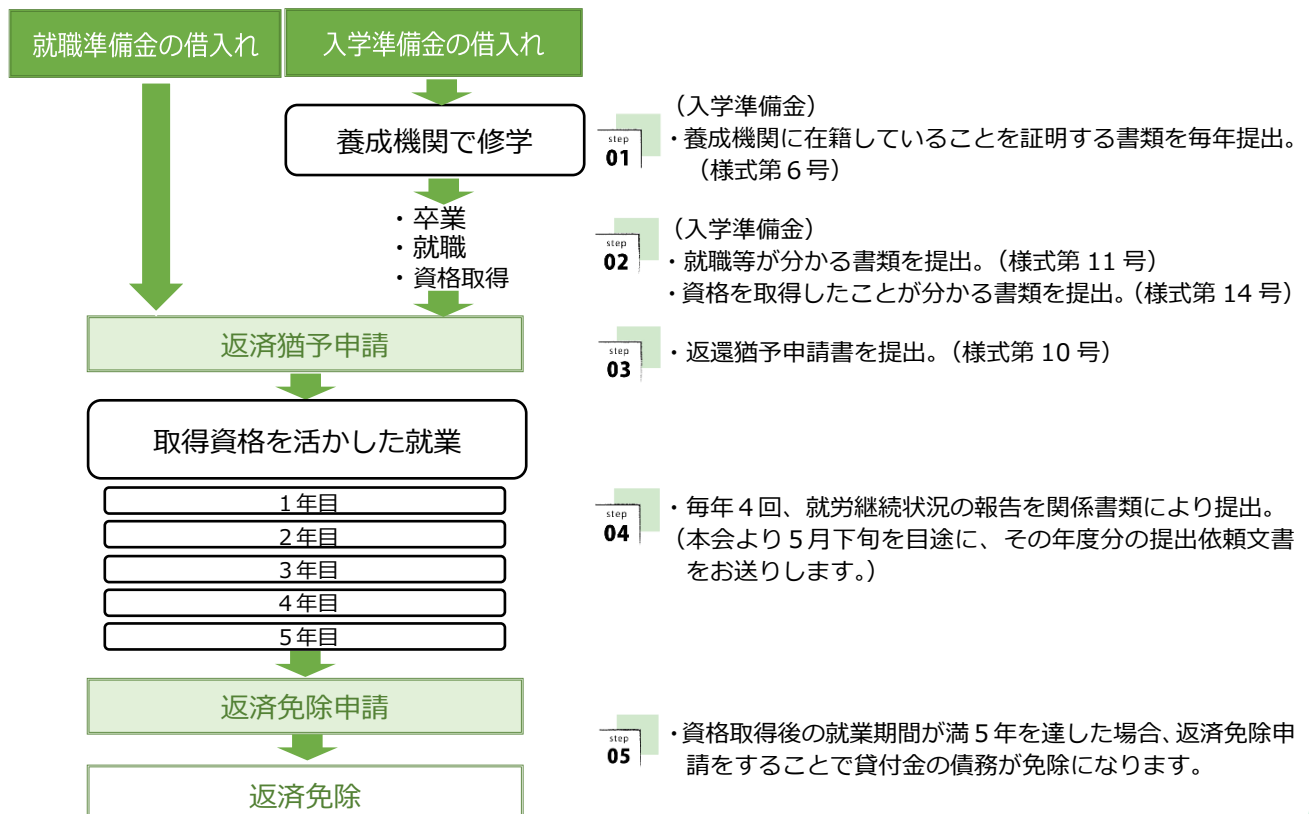
- ① 養成機関を卒業していること。
- ② 資格を取得した日から1年以内に、香川県内で、取得した資格が必要な業務に就職していること。
- ③ 通算で5年間、香川県内で、取得した資格が必要な業務に従事すること。
なお、雇用形態は問いません。（ただし、1週間の所定労働時間が20時間以上であること。）

※返済免除には、手続きが必要です。免除の方法は、「**STEP 05** 資格取得後の就労期間が満5年以上に達した場合の返済免除申請について」をご覧ください。

○返済免除までの期間、**毎年4回、6月末、9月末、12月末、3月末までに就労状況の確認書類をご提出**ください。この提出がないと、返済免除が認められない場合があります。

○在学中または就労継続中などの状況により、ご提出いただく書類が異なります。このパンフレットをよくお読みいただき、それぞれの状況に応じた書類をご提出ください。

借入れから返済免除までの流れ



step
01

養成機関に修学中

- 在籍状況届（様式第6号）
（**毎年度4回** 6月末、9月末、12月末、3月末に提出。）

《休学や退学となった場合》

- 在籍状況届（様式第6号）
- 休学や退学などの状況が分かる書類

step
02

卒業・就業時

養成機関を卒業し、
資格を取得したうえで就職した方

- 卒業証明書（写）
- 取得資格届（様式第14号）
※資格証（写）を添付
- 業務従事届（様式第11号）
- 返還猶予申請書（様式第10号）

准看護師の養成機関を修了後、
正看護師の養成機関に入学した方

- 准看護師養成機関の卒業証明書（写）
- 准看護師の取得資格届（様式第14号）
※資格証（写）を添付
- 正看護師の養成機関の在籍状況届（様式第6号）
- 返還猶予申請書（様式第10号）

《卒業したが、資格を取得できなかった・求職中等の場合》

養成機関を卒業したが、資格取得が
できなかった

- 返還猶予申請書（様式第10号）
- 不合格通知（写）

求職中の場合
（卒業・資格取得後、就職までに時間を
要する場合）

- 返還猶予申請書（様式第10号）
- 就職活動状況報告書（参考様式第1号）
- 職業相談確認票（参考様式第2号）
※月1回以上、求人へ応募したこと または
月2回以上職業相談を行ったことが分かる
もの。

養成機関卒業後、別の養成機関に
入学した

- 返還猶予申請書（様式第10号）
- 入学した機関の在籍状況届（様式第6号）

step
03

返済の猶予申請

- 「**step 02** 卒業・就職時」の手続きの際、返済の猶予申請をしていないと、返済が始まるので、必ず**返還猶予申請書（様式第10号）**を提出してください。

資格を活かした就業期間

- 業務従事届（様式第 11 号）

（毎年度 4 回 6 月末、9 月末、12 月末、3 月末に提出。）

※満 5 年を達するまで、計 20 回の報告が必要となります。この提出がないと、返済が認められない場合がありますので、忘れずにご提出ください。

《その他、事務局に届け出が必要な事項》

住所・氏名・連絡先が変更したとき	<input type="checkbox"/> 氏名・住所変更届（様式第 13 号） <input type="checkbox"/> 新しい氏名・住所の分かる住民票を添付
就労先が変更したとき	<input type="checkbox"/> 従事先変更届（様式第 15 号）
資金の貸付を辞退したいとき	<input type="checkbox"/> 貸付辞退届（様式第 12 号）
退職したとき	※返済手続きが必要となる場合がありますので、まずはお電話でご相談ください。

この他、状況に変更が生じた場合、事務局にお問合せください。

資格取得後の就労期間が満 5 年達した場合の返済免除申請について

- 「返済免除の要件について」に記載されている要件を満たした場合、申請を行うことで債務の返済が免除されます。

資格取得後の就労期間が
満 5 年以上に達した方
(入学準備金・就職準備金)



- 返還免除申請書（様式第 8 号）
- 従事期間証明書（様式第 9 号）
※複数の施設等で従事した場合は、施設ごとに証明書の作成が必要です。

償還（返済）免除要件の詳細について

勤務形態について	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務形態は常勤に限りません。（1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であれば対象となります。） ・人事異動等で県外の勤務になる場合には、事前に事務局までご相談ください。
就労継続について	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得後の就労期間が満 5 年以上とは、同一の企業等で 5 年間離職することなく、業務に従事する場合に限っているものではなく、次の場合も 5 年間引き続き業務に従事しているものとみなします。 <ol style="list-style-type: none"> ① 一旦離職したが、再就職のために求職活動を行っている場合には、求職期間中も、継続して就業しているものとみなして、業務に従事した期間に算入します。（最長 1 年間） なお、求職活動とは、以下のいずれかに該当する場合は、 <ol style="list-style-type: none"> ア 月 1 回以上求人への応募を行った場合 イ 次のような就職の可能性を高める活動を原則月に 2 回以上行っている場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共職業安定所が行う職業相談、職業紹介等 ・ 公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等 ※単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動には該当しません。 ウ (1)公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合 (2)就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合 (3)公共職業安定所の指導により各種養成機関に入校する場合及び公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合 ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により離職したが、その理由が止んだ後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとみなします。ただし、当該期間は業務従事期間には算入しません。 ③ 雇用が継続している場合は、疾病等により休職している期間についても、業務従事期間に算入します。

返済について

1. 返済となる場合

下記に該当する場合は、返済が必要となります。

- ① 訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき。
- ② 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に、取得した資格が必要な業務に従事しなかったとき。
- ③ 取得した資格が必要な業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④ 業務外の事由により死亡し、又は業務に起因しない心身の故障により取得した資格が必要な業務に従事できなくなったとき。

2. 返済になる場合の提出書類

状況によってご提出いただく書類が異なりますので、事務局までお問い合わせください。

3. 返済開始時期

返済の事由が生じた日の属する月の翌月から返済開始となります。

4. 返済期間・返済金額

- ・お申込みの状況によって異なりますので、事務局までお問い合わせください。
- ・返済は、事務局から振込口座を通知し、毎月その口座にご入金いただくこととなります。
(毎月の通知は行っておりませんので、必ずご自身でご入金手続きをお願いします。)
- ・返済期間中、借受人に「残額のお知らせ」等の書類を送付します。

5. 留意事項

- ・返済期間を過ぎても返済が完了しない場合は、残元金に対して延滞利子が発生します。
 - ◎2020年3月以前に貸付決定した方：年利5%
 - ◎2020年4月以降に貸付決定した方：年利3%
- ・事務局へのご連絡がなく、一定期間を超えて滞納する場合には、借受人、連帯保証人に対して「督促状」が発行される他、必要に応じて訪問や面接を実施します。悪質と判断される場合には、法的措置をとる場合もあります。

連絡先（お問合せ・書類の提出及び請求先）

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金担当
〒760-0017 高松市番町一丁目10番35号 香川県社会福祉総合センター内
TEL.087-861-5611（受付時間 平日 8:30～17:00）

ホームページから各種様式がダウンロードできます。

○届け出に必要な様式は、香川県社会福祉協議会のウェブサイトからダウンロードできます。

- ① <http://www.kagawaken-shakyo.or.jp>(香川県社会福祉協議会)のホームページにアクセスしてください。
- ② ページ中段の「03 暮らしの相談」をクリックしてください。
- ③ 「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金」のページをご覧のうえ、各種様式をダウンロードしてください。